

介護保険における住宅改修

どんな人が対象となるの？

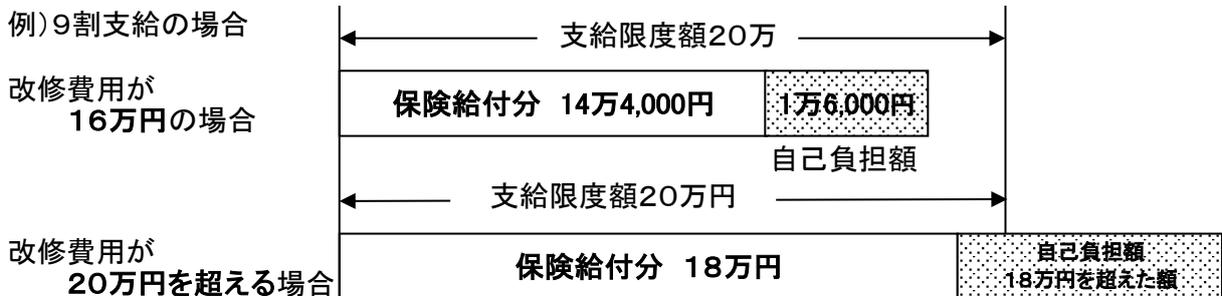
介護保険の要介護認定で、要支援1・2、要介護1～5と認定された方が対象となります。

いくら支給されるの？

要介護状態区分(要介護度)にかかわらず、支給限度額は20万円です。そのうち、住宅改修に要した費用の9割～7割(最大18万円～14万円)が、介護保険から支給されます。

支給は原則として1回限りですが、1回の改修で20万円使い切らず、数回に分けても使えます。

※ 例外として、介護度が3段階以上上がった場合(要支援1→要介護3～5、要支援2・要介護1→要介護4・5、要介護2→要介護5)は、再度20万円利用できます。



どんな改修が対象になるの？

① 手すりの取り付け

廊下、トイレ、浴槽、玄関、玄関から道路までの通路(玄関アプローチ)などに、転倒防止や移動補助のために手すりを取り付ける工事です。

便座に取り付けたり、浴槽縁に取り付ける、いわゆる建築工事を伴わない手すりは「福祉用具貸与」または「福祉用具購入費の支給」で利用できます。



② 段差の解消

居室、玄関、トイレ、浴室などの各室間の段差や、玄関アプローチの段差を解消するために、敷居を低くしたりスロープを設置したり、浴室の床をかさ上げする工事です。

屋外でも道路に出るための部分であれば対象となります。また、掃き出し窓や縁側と地面との段差解消も対象となります。

取付工事をともなわないスロープや段差解消機は「福祉用具貸与」で、浴槽用のすのこは「福祉用具購入費の支給」で利用できます。

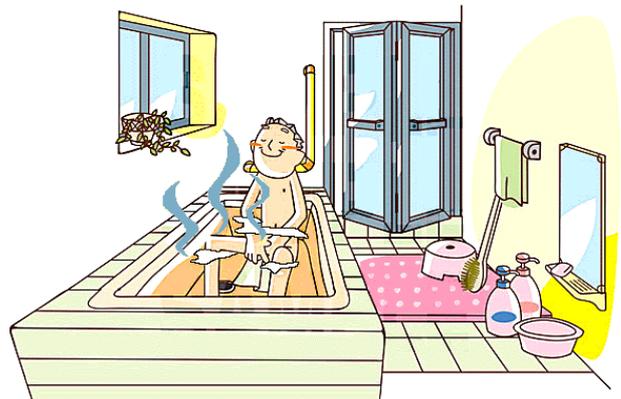
階段昇降機やホームエレベーターは対象となりません。

③ すべりの防止、移動の円滑化などのための床または通路面の材料変更

居室を畳敷きから板張り・ビニール系素材などへの変更、浴室の床の滑りにくいものへの変更、通路面の滑りにくい舗装材へ変更する工事です。

屋外でも道路へ出るための通路部分であれば対象となります。

階段床面にカーペットを貼り付けたり取り外すことは、目的が「滑り防止」であれば、対象となります。滑り止めマットを浴室などに敷くだけでは対象とはなりません。



④ 引き戸などへの扉の取り替え

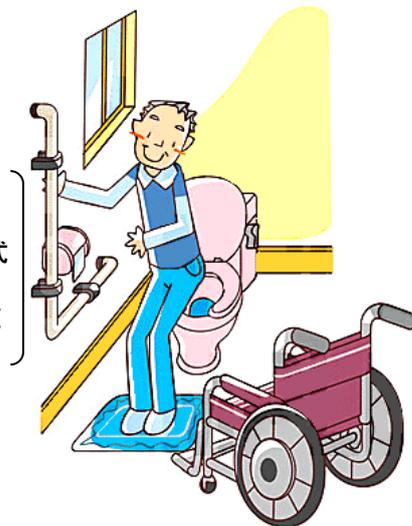
開き戸を引き戸や折り戸、アコーディオンカーテンなどに取り替える工事です。扉全体の取り替えのほか、ドアノブの変更や戸車の設置も含まれます。

〔自動ドアにした場合、動力部分にかかる費用は対象となりません。〕
〔門扉も対象となります。〕
〔重い戸を軽くする改修も対象となります。〕

⑤ 洋式便器などへの便器の取替え

和式便器から洋式便器(暖房便座、洗浄機能付きも含む)へ取り替える工事です。

〔すでに洋式便器の場合は、暖房便座や洗浄機能付き便座に取り替えることはできません。〕
〔「スペースの確保」を目的とした洋式便器の向きを変える工事や洋式便器の取り替えは対象となります。〕
〔据え置き(床・壁に固定しない)腰掛便座は「福祉用具購入費の支給」で利用できます。〕



⑥ ①～⑤の改修にともなって必要となる工事

- 手すりの取り付けのための下地の補強
- 浴室の床の段差解消にともなう給排水設備工事
- 床材変更のための下地の補強など
- 扉の取り替えにともなう壁または柱の改修
- 便器の取り替えにともなう給排水設備工事(水洗化工事は除く)や床材の変更

申請などはどうするの？

要支援1・2、要介護1～5の認

ケアマネージャー等に相談

施工業者の選択、見積り依頼

町への事前申請

工事の実施

工事費用の支払い

町への支給申請

住宅改修費の支給

提出に必要な書類

- 介護保険居宅介護(支援)住宅改修費事前届出書
- 住宅改修が必要な理由書
ケアマネージャーとよく相談し、理由書の作成をケアマネージャーに依頼してください。
- 住宅の所有者の承諾書
改修を必要とする被保険者と住宅の所有者が異なる場合に必要。
- 工事費見積書【10万円を超える場合は、2社以上の見積書の提出をお願いします。】
介護保険の対象となる工事の種類を明記し、材料費、施工費、諸経費等を適切に区別してあるもの。
- 施工前の状態を確認できる写真

提出に必要な書類

- 介護保険居宅介護(支援)住宅改修費支給申請書
- 住宅改修に要した費用の領収書
- 工事費内訳書
介護保険の対象となる工事の種類を明記し、材料費、施工費、諸経費等を適切に区別してあるもの。
- 完成後の状態を確認できる写真
改修後の日付入り写真を添付。

お問合せ先

中井町 健康課 高齢介護班

電話 81-5546

